

大和市告示 1 2 5 号

大和市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 5 9 年大和市条例第 1 1 号）第 1 1 条第 2 項及び第 4 項並びに第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を移動した。

平成 2 8 年 6 月 6 日

大和市長 大 木 哲

1 自転車等を移動した日等

自転車等を移動した日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	自転車等の保管場所
	自 転 車	原動機付自転車		
平成 2 8 年 3 月 1 日から 4 月 3 0 日まで	2 台	0 台	つきみ野駅周辺自転車等放置禁止区域	大和市鶴間一丁目 2 1 番 4 号
同	5 0	0	中央林間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4 8	0	南林間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4 2	0	鶴間駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	9 0	0	大和駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1 2	0	桜ヶ丘駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1 3	0	高座渋谷駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	相模大塚駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	6 8	1	大和市下鶴間、つきみ野一丁目、中央林間一丁目、南林間七丁目、鶴間二丁目、西鶴間一丁目から三丁目まで及び五丁目、上草柳五丁目、深見東一丁目、深見、大和東二丁目、中央三丁目及び五丁目、柳橋三丁目、福田、福田四丁目、上和田並びに渋谷一丁目地内の公共の場所	同
同	1 1	0	大和駅プロムナード自転車駐車場	同

2 自転車等の保管期間

平成28年6月30日まで

3 自転車等の引取方法

(1) 引 取 場 所

大和市鶴間一丁目21番4号

(2) 引 取 日 時

月曜日を除く日の午後1時から午後4時まで

(3) 移動及び保管に要した費用

自 転 車 1台につき2,000円

原動機付自転車 1台につき4,000円

(4) 持参するもの

住所及び氏名が確認できるもの並びに自転車等の鍵

4 自転車等の引取りのない場合の措置

保管期間が経過した自転車等は、処分する。

5 連絡先

大和市都市施設部道路安全対策課